

西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から令和3年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和3年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>